

平成18年度事業計画

○事業計画の概要

財団法人さいたま市産業創造財団（以下「財団」という。）の事業3年目を迎え、創業を志す方と中小企業者の皆様へのワンストップサービスを目指して、経営課題に応じた各種支援メニューでトータルにサポートします。また、勤労者福祉事業の一層の充実を目指し、中小企業者への福利厚生面からの支援を進めていきます。

○事業計画の内容

1 窓口相談事業（寄附行為第4条第1項第1号）（4,158千円）

財団において相談窓口を常設し、経営革新や新分野への進出を目指す中小企業者等に対し、マネージャー及び中小企業診断士等の資格保有者や企業OB等で構成する相談員による相談、助言を行う。

- ・窓口相談員の配置（マネージャーを除き常時1名体制）

2 専門家相談事業（寄附行為第4条第1項第1号）（936千円）

常設相談窓口では対応できない専門的分野（法律、税務、特許等）における相談について、日にち、曜日を定め、各分野の専門家による相談、助言を行う。また、税の申告など時期に合わせた相談会や海外取引などテーマを絞った相談会などを実施する。また、セミナー事業との連動も考慮する。

- ・弁護士、税理士、弁理士、社会保険労務士等による相談及びテーマ設定による相談会 年29回程度実施

3 専門家派遣事業（寄附行為第4条第1項第1号）（5,281千円）

中小企業者等が抱える様々な課題に対し、財団において登録する民間の専門家を企業に派遣し、経営、技術、販促等に対する具体的且つ質の高いアドバイスを実施する。

- ・専門家派遣 年250回程度派遣（受益者負担1/3）

4 人材育成事業（寄附行為第4条第1項第4号）（1,679千円）

セミナー・研修会・研究会等の形式により、市内企業のレベルアップと連携強化を図り、新事業の創出や経営革新につなげていく。テーマについては、「マーケティング」「財務」「環境ビジネス」等の中から市内企業のニーズにあったものを選定していく。（研究会を除き受益者負担有り）

- ・経営セミナー 年間2回開催
- ・経営幹部育成塾 3日間コースを1回開催
- ・環境ビジネス研究会 1テーマ（4回開催）

- 5 講演会及びビジネス交流会事業（寄附行為第4条第1項第3号）（892千円）
時流に即したテーマでの講演会と交流会を組み合わせ、事業者、創業者、支援機関等参加者の研鑽及びネットワーク構築をめざす。（講演会無料 交流会実費程度）
- ・講演会及びビジネス交流会 年間1回開催
- 6 企業情報発信支援事業（寄附行為第4条第1項第2号）（560千円）
さいたま市内外で開催される見本市・展示会等に財団としてブースを確保し、単独で出展できない市内企業の情報発信を支援する。
- ・見本市等出展 2回程度
- 7 地域経済調査分析事業（寄附行為第4条第1項第3号）（4,160千円）
地域経済動向調査分析を行い、地域の景況感及び地域中小企業者等の経営の状況を把握することにより、企業の経営に資する情報を提供するとともに、市・財団における地域経済振興施策立案のための基礎的資料とする。
- ・地域経済動向調査（四半期毎）
- 8 創業者支援セミナー事業（寄附行為第4条第1項第2号）（1,518千円）
創業を志す者を対象に、経営者の心構えから事業計画の作り方等、創業時に必要な知識や多様なノウハウを提供するためセミナーを実施し、創業者の育成を図る。（ベンチャー塾受益者負担有り）
- ・商工見本市（コラボさいたま）での講演会
 - ・ベンチャー塾 3コース（各2回）
 - ・ビジネス交流会 1回開催
- 9 産学官連携推進事業（寄附行為第4条第1項第5号）（9,212千円）
- ①埼玉県とさいたま市が共同で設置する、（仮称）産学連携支援センターの運営を、（財）埼玉県中小企業振興公社と協力して行い、市内中小企業の産学連携の促進を図る。
- ・コーディネータを含む職員3名を配置
 - ・総合相談、情報提供及び販路拡大マッチング支援等
- ②中小企業者、創業を志す方及び大学関係者等との交流を図るため、講演会と交流会を開催し、産学官のネットワークの形成に寄与する。
- ・ベンチャーフォーラム講演会 1回開催
 - ・ベンチャーフォーラム交流会 1回開催

③企業と大学等の研究機関との共同研究に支援を行い、新事業の創出を図る。

- ・産学官等連携新製品開発補助 2件

10 インキュベーション事業（寄附行為第4条第1項第2号）（13,310千円）

①創業準備コース： 創業を志す者に対し、共用オフィスを提供すると共に、インキュベーションマネジャー（IM）等による創業ノウハウの提供を行い、開業をより早く、より確実に行うための支援を図る。

②新事業コース： 創業間もない事業者に対し、専用オフィスを提供し、IMによるマーケティング等の支援を行い、スタートアップ期における事業展開のスピードアップを図る。

- ・インキュベーションマネジャー1名によるサポート（月15日勤務）

③起業のための実務講座：市内で創業を考えている方を対象に、創業に必要な知識やノウハウを提供する講座を開催し、創業予備軍の発掘を図る。

- ・起業のための実務講座 土曜日9回コースを3回開催

11 新事業創出支援体制整備事業（寄附行為第4条第1項第2号・6号）

（7,970千円）

①市内の各新事業支援機関の連携促進を図り、効率的かつ効果的な支援体制を構築するため、新事業支援機関会議を開催し、各支援機関の支援施策の共有化を図る。

- ・新事業支援機関会議 年2回の開催

②「さいたま市ニュービジネス大賞」として、地域に産業創造をもたらす斬新でアイデアあふれる新事業に関わるビジネスプランを募集し、優秀なプランを選考・表彰する。また、大賞受賞者を中心に、販路開拓等の事業化を促進するための特別な支援を実施する。

- ・ニュービジネス大賞募集審査等運営
- ・大賞受賞者アフターフォロー

③平成17年度「新事業創出調査等（医療・健康・福祉）業務」を継続すると共に、医療・福祉関連分野において新事業創出に資する特定事業テーマを設定し、研究会やワーキンググループを運営し協働事業をプロデュースする。

- ・医療・福祉関連新連携企画運営（2テーマのワーキンググループ等を4回）

- 1 2 創業アドバイザー派遣事業（寄附行為第4条第1項第2号）（840千円）
特定テーマの経営課題を抱える創業予定者、及び創業後1年未満の中小企業者を対象に、経営強化及び技術力向上を図るため、登録されている専門家を派遣し、個別具体的な診断や助言を行い創業、新事業創出の促進を図る。
・創業アドバイザー（専門家）の派遣 年40回程度派遣予定（20社×2回）
- 1 3 情報提供事業（寄附行為第4条第1項第3号）（10,643千円）
中小企業者や創業予定者に対し、財団が提供する支援策等の情報を中心に、経営革新や創業、新事業創出に資する各種情報を広く提供する。
・財団ホームページの運営・コンテンツ等の拡充
・財団情報誌発行 年4回（季刊）各回5,000部
- 1 4 統括マネージャー等支援人材充実強化事業（寄附行為第4条第1項第1号）
（16,203千円）
財団事業へのアドバイス等を行うマネージャー等を民間から採用し配置することにより、財団における中小企業者への支援事業を効果的、かつ効率的に行う。
・統括マネージャー1名 月15日勤務
・マネージャー2名 月15日勤務
- 1 5 事業可能性評価委員会運営事業（寄附行為第4条第1項第1号）（483千円）
中小企業者等の事業可能性評価、専門家派遣事業に係る審査・採択・事後評価、財団の支援事業に対する評価等を行う委員会の運営を行う。
・事業可能性評価委員会開催 年6回開催（委員9名）
- 1 6 支援体制連携強化事業（寄附行為第4条第1項第1号）（1,438千円）
財団が中小企業者等に対するワンストップサービスを提供できるように、各支援機関と意見交換、情報交換を行う場を設け、事業の連携促進を図る。また、先進的な他政令指定都市等への視察を実施し、情報の収集を図る。
- 1 7 データベース整備事業（寄附行為第4条第1項第3号）（1,096千円）
財団の事業参加者・相談内容・市内企業の情報等を収集・整理してデータベース化して事業PRに活用するほか、効率的な支援事業の実施を図る。
- 1 8 中小企業新事業展開支援促進事業（2,861千円）
「中小企業新事業活動促進法」等の活用促進のため、制度の概要及び利用法についてのセミナーや、経営革新計画作成予定者を対象にした少人数制の研修会等を実施する。

- ・制度の概要及び活用法についてのセミナー 1回
- ・経営革新計画作成研修会 3日間コース×2回

1 9 融資受託事業（寄付行為第4条第1項第12～14号）（8, 125千円）

さいたま市が実施する制度融資に伴う相談から受付、調査までの業務を受託し、中小企業者及び創業者への支援体制をつくり、地域産業の振興を図る。

- ・融資制度の推進
- ・融資の相談及び申込受付
- ・埼玉県信用保証協会への融資の事前照会
- ・融資の実地調査
- ・中小企業融資審査会への議案作成及び説明事務
- ・中小企業診断士への経営診断依頼
- ・その他融資事務に関すること

2 0 職員厚生事業（寄付行為第4条第1項第14号）（121千円）

職員の福利厚生の一環として設けている「職員厚生給与金規程」に基づき、職員の納付金（給料月額額の1000分の5）と財団負担金（職員納付金と同額）により、職員の結婚、出産、入学等の祝い金、見舞金、弔慰金等を支給する。

2 1 勤労者福祉に関する調査研究事業（寄附行為第4条第1項第7号）

（198千円）

中小企業勤労者の要望に応じた勤労者福祉の事業を実施するため、余暇施設、余暇活動、福利厚生等について調査研究を行う。

- ・勤労者福祉サービス検討委員会の開催（年3回）

2 2 勤労者福祉に関する各種研究会、講習会等の開催事業

（寄附行為第4条第1項第8号）

（25千円）

中小企業勤労者の福祉向上を図るため、各種研究会、講習会等について、次の事業を行う。

- ・健康管理意識の普及及び啓発事業
- ・老後生活の安定に関する事業

2 3 勤労者福祉に関する情報提供事業（寄附行為第4条第1項第9号）

（3, 966千円）

中小企業勤労者の要望に応じた勤労者福祉に関する事業の紹介及びセンターで実施する各種事業等について情報を提供する。

- ・会員情報誌「ワークジョイさいたま」の発行 年6回（隔月）各回6, 100部

- ・ホームページによる情報提供
- ・インターネットによる申込受付システムの運営

24 中小企業勤労者の福利厚生事業（寄附行為第4条第1項第11号）

（78,138千円）

中小企業勤労者が生涯にわたって豊かで充実した生活を送れるよう各種事業を実施する。

- ・ 共済給付事業
- ・ 生活資金融資あつ旋事業
- ・ 健康の維持増進に関する事業
- ・ 余暇活動援助に関する事業
- （ア） 宿泊補助事業
- （イ） 飲食・ショッピング施設等の割引
- （ウ） レジャー施設の割引・補助事業・法人会員施設
- （エ） 各種チケットのあつ旋
- （オ） レクリエーション事業
- （カ） 自己啓発事業

25 勤労者福祉に関するその他の事業（6,850千円）

会員の拡大を図るとともに、割引協力店の拡大など、会員サービスの向上を図るための事業を実施する。

- ・ 会員の拡大
- （ア） 事業推進員による会員の拡大
- （イ） 各種メディアを利用したPR
- ・ 割引協力店の拡大
- ・ ポイントサービスの実施